

【別紙2】機能要件一覧

<p>【各項目の説明及び記入要領】</p> <p>■4 重要度欄 【必須】： 該当機能もしくは実現するための代替手段を必ず有していなければならない。 (満たさない場合は失格とする。)</p> <p>■5 対応状況 それぞれの業務要件に対して、以下の区分で回答入力を行うこと。 ◎： 当該機能を有する ○： 他機能で代替可能 △： 運用でカバーすることで実現可能 ×： 対応不可</p> <p>■6 備考欄 「◎当該機能を有する」以外の回答をした場合、システム代替案、運用代替案又は対応不の理由等を詳細に記入すること。また、将来的な改修又はバージョンアップ等で対応予定の場合は、内容と対応予定日を示すこと。</p>	<p>【評価方法】 各業務要件について、対応状況及び対応内容を次のとおり採点する。</p> <p>■必須項目 対応状況・代替手段の提案内容により、業務区分ごとに採点する。</p>
--	---

1 業務区分	2 業務要件	3 補足事項	4 重要度	5 対応状況	6 備考 (対応内容の詳細)
ソフトウェア	1 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年四月三十日厚生省令第五十八号)に定める認定調査票の項目をすべて網羅していること。		必須		
	2 上記1に対して、複数選択を許容する項目は複数選択ができることとし、複数選択が許容されない項目は複数選択ができないこと。		必須		
	3 認定調査票の作成時間を短縮させるための記入方法(キーボード入力/タッチパネルまたはタッチペン等を使用した入力/定型文入力/自動文章生成入力/音声入力等)を複数備え、また調査実施場所にて調査員側で入力の方法を複数選択できること。		必須		
	4 スワイプ操作について、タッチパネルでの操作が円滑にできること。		必須		
	5 調査対象者を被保険者番号順等により一覧表示できること。		必須		
	6 調査対象者の一覧に表示されている件数を調査区分毎(未調査、調査中、調査済..)に表示できること。		必須		
	7 作成した調査票を、画面上に表示させることができること。		必須		
	8 チェックミス、または選択の不整合を未然に防ぐための仕組み(警告コードの表示等)を搭載していること。		必須		
	9 前回から1回分以上の履歴が残るようにすること。		必須		
	10 調査票作成中の訂正が容易に可能なこと。		必須		
	11 調査対象者を各調査員に割り当てる機能があること。		必須		
	12 阿賀町介護保険システムと連携し、被保険者情報はNCI201を受信できること。		必須		
	13 厚生労働省より提示されている訪問調査の判断基準を表示する機能があること。		必須		
	14 基本調査結果を登録中に一次判定警告が発生した場合、発生したことが確認できる機能があること。		必須		
	15 調査が保留となった対象者について保留する機能があり、保留解除となった場合は保留解除する機能があること。		必須		
	16 作成した認定調査票及びデータを電子的に保存できること。		必須		
	17 調査対象者の被保険者番号、氏名等の個人情報をマスキングする機能があること。		必須		
	18 システムで入力された調査結果を認定調査票として印刷できること。		必須		
	19 OCRやデータにて阿賀町介護保険システムへ連携できること。		必須		
	20 阿賀町介護保険システムへのデータの連携後にタブレット内の情報の消し込みが可能なこと。		必須		
	21 新システム起動時にパスワード等の認証設定ができること。		必須		
	22 迅速に認定調査票を作成できるよう操作性に優れていること。		必須		
	23 アプリ及び管理システム共に概ね3秒の応答性能を保証すること。		必須		
	24 1000件程度までデータ量が増えてもアプリ及びシステムの性能が劣化しないような仕組みであること。		必須		
ハードウェア	25 個人宅・各種老人施設・病院等対象者の所在地に訪問し調査を実施しており、場所の確保が困難で廊下等にて調査を実施する時もあることから、ノートPCが設置できない場合も考えられるため携帯性・利便性に優れたデバイスを用いること。		必須		
情報セキュリティ対策	26 外部からの不正な接続及び、侵入に対しての対策を講じること。		必須		
	27 情報漏洩、改ざん、消去、不正利用等を防止するための対策を講じること。		必須		
	28 システムにアクセスできるユーザを限定すること。また、権限によってアクセスできる機能を制限すること。		必須		
	29 ログイン認証が必要な設定にすること。		必須		
	30 必要の無いアプリケーションのインストールをできない様にする。		必須		
	31 システムアップデート以外でのWebサイトへのアクセスを制限すること。		必須		

	32	基幹系ネットワークとは直接接続せず、独立したネットワークで行うこと。		必須		
	33	デバイスで取り扱うデータについては暗号化すること。		必須		
	34	システムが利用しているソフトウェアやOSに脆弱性が発見された場合には、脆弱性が修正されたバージョンが公開され次第、脆弱性対策を行うこと。		必須		
導入支援	35	円滑にシステム運用ができるように職員に対して研修会を実施すること。		必須		
	36	研修会は職員向けおよび調査員向けの2回開催とする。また、開催方法は現地又はオンラインとする。		必須		
	37	研修会では機器操作が苦手な利用者に配慮してわかりやすく説明すること。		必須		
	38	職員に対して操作マニュアルを提供すること。		必須		
	39	研修会の内容については担当職員と協議して決めること。		必須		
	40	システムの本格運用までに運用テストを段階的に実施し、当町の承認を受けること。		必須		
システム運用・保守	41	保守対応及び、バージョンアップに伴う予定された作業については、当町へ事前に通達を行い、許可を得たときに限り許容するものとする。		必須		
	42	障害時の対応フローや連絡体制を構築すること。		必須		
	43	当町所定勤務時間内(8:30～17:15)にシステムのサポートを提供できること。		必須		
	44	当町所定勤務時間内(8:30～17:15)にその他ソフトウェアのサポートを提供できること。		必須		
	45	障害発生時は迅速な処理手順、再発防止のための方策を決定し、安定的な稼働管理を行うこと。		必須		
	46	当町で障害が発生した場合は、電話及びメールによる問い合わせに対応すること。		必須		
	47	保守に関する作業(問い合わせ対応、障害対応、セキュリティパッチ、ソフトウェアのバージョンアップ)は、その対応がわかるレポートを適時提出すること。		必須		
	48	システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守やパッチ適用等を行うこと。		必須		